

令和元年10月1日からの建築確認申請等手数料一覧表(抜粋)

確認申請・計画通知・中間検査申請・完了検査申請							
		確認申請・計画通知		計画変更	中間検査	完了検査	
		基本額	構造計算が許容応力度等計算(ルート2)で行われている場合の加算			中間検査なし	中間検査あり
建築物	30㎡以内	7,600 円	89,000 円	7,600 円	13,000 円	14,000 円	13,000 円
	30㎡を超え100㎡以内	13,000 円	89,000 円	13,000 円	16,000 円	17,000 円	16,000 円
	100㎡を超え200㎡以内	20,000 円	89,000 円	20,000 円	23,000 円	23,000 円	22,000 円
	200㎡を超え500㎡以内	28,000 円	89,000 円	28,000 円	28,000 円	32,000 円	31,000 円
	500㎡を超え1,000㎡以内	48,000 円	89,000 円	48,000 円	49,000 円	53,000 円	52,000 円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	71,000 円	113,000 円	71,000 円	66,000 円	74,000 円	69,000 円
	2,000㎡を超え10,000㎡以内	207,000 円	119,000 円	207,000 円	147,000 円	178,000 円	161,000 円
	10,000㎡を超え50,000㎡以内	311,000 円	160,000 円	311,000 円	222,000 円	260,000 円	252,000 円
	50,000㎡を超えるもの	531,000 円	297,000 円	531,000 円	408,000 円	456,000 円	445,000 円
建築設備	昇降機	11,000 円	—	8,000 円	—	16,000 円	—
	小荷物昇降機	6,600 円	—	4,500 円	—	11,000 円	—
工作物		11,000 円	—	6,900 円	—	13,000 円	—
仮使用認定申請							
検査済証交付前建築物等仮使用認定申請手数料				法第7条の6第1項第1号及び2号		121,000 円	
道路位置指定申請							
位置指定道路の指定、変更又は廃止の申請手数料				法第42条第1項第5号		50,000 円	
建築許可申請等							
建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定手数料				法第43条第2項第1号		27,000 円	
建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料				法第43条第2項第2号		34,000 円	
公衆便所等の道路内建築特例許可申請手数料				法第44条第1項第2号		34,000 円	
道路内建築特例認定申請手数料				法第44条第1項第3号		27,000 円	
公共用歩廊等の道路内建築特例許可申請手数料				法第44条第1項第4号		162,000 円	
用途地域内建築等特例許可申請手数料				法第48条第1項～第14項ただし書き		181,000 円	
特殊建築物等の敷地位置特例許可申請手数料				法第51条ただし書き		160,000 円	
建築物の高さ限度適用除外許可申請手数料				法第55条第3項各号		162,000 円	
日影による建築物の高さ特例許可申請手数料				法第56条の2第1項ただし書き		162,000 円	
仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料				法第85条第5項		121,000 円	
全体計画認定申請							
増築等を2以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画認定申請手数料及び全体計画変更認定申請手数料				法第86条の8第1項及び第3項		27,000 円	
一団地認定申請・連担建築物認定申請							
一団地認定申請手数料(総合的設計による一団地の建築物)				法第86条第1項			
1: 建築物の数が2である場合				78,000 円			
2: 建築物の数が3以上である場合(2を超える建築物数を「N」とする。)				78,000円 + N棟 × 28,000円			
連担建築物認定申請手数料(既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物)				法第86条第2項			
1: 建築物の数が1である場合(既存建築物は除く。2:において同じ。)				78,000 円			
2: 建築物の数が2以上である場合(1を超える建築物数を「N」とする。)				78,000円 + N棟 × 28,000円			
各種証明							
建築確認台帳記載事項証明				410 円			
建築工事届出証明				410 円			
道路の位置指定証明				410 円			

この一覧表は、鹿児島県手数料徴収条例中の土木部建築課所管の手数料からの抜粋です。

 は、改正箇所を示す。